

様式第1号（第4条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

（あて先）

穴水町長

請負者 住 所

氏 名

印

次に掲げる工事については、中間前金払・部分払を選択したいので、届出します。

工 事 名	
工事場所	
契約金額	
契 約 日	年 月 日
工 期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日

備考

1. 中間前金払と部分払のどちらかを選択すること。
2. 契約締結後の変更は認めない。

1 中間前金払と部分払の選択について

- (1) 契約金額が、300万円以上の公共工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事）で工期が100日以上 of 契約に当たっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させるものとする。なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。
- (2) 債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

2 中間前金払の請求

- (1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 契約締結に当たり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前金払の支払を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。